

## 犯罪被害者支援にご理解をお願いします

犯罪被害者は精神的・経済的な問題の他に、司法やメディアとの関わり等様々な問題に直面します。

公益社団法人いばらき被害者支援センターでは、被害者がもとの平穏な生活を取り戻すことができるように様々な支援活動をしています。安全で安心して暮らせる社会を実現するために、犯罪被害者とその支援にご理解をお願いします。

○相談電話番号 ☎029-232-2736

**問** 茨城県公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体

公益社団法人いばらき被害者支援センター ☎029-232-2738

## 認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解してもらうため、認知症サポーター養成講座を開催します。

受講を希望する方は、下記日程の中から一つ選んでお申し込みください。

なお、以前受講された方は対象外となりますので、ご了承ください。

No	日 時	場 所
①	9月15日(火) 13:30～15:00	総合保健福祉センター (かがやき)(北町388-2)
②	10月14日(水) 13:30～15:00	美和工芸ふれあいセンター (高部5278)
③	11月11日(水) 13:30～15:00	御前山市民センター (野口3195)

○内 容 認知症及び認知症サポーターに関する講義等

○受講資格 市内に住所を有する方

○募集人数 各回50名

○参加費 無料

○持ち物 筆記用具

○申込方法 9月4日(金)までに申込書に必要事項を記入のうえ、下記へお申し込みください。

※申し込みをした方には、後日個別に案内を通知します。

**申込・問** 本庁 介護高齢課介護・高齢者福祉G

☎52-111 内線172

**山支** 市民福祉課福祉健康G ☎57-2121(代表)

**美支** 市民福祉課福祉健康G ☎58-2111(代表)

**緒支** 市民福祉課福祉健康G ☎56-2111(代表)

**御支** 市民福祉課福祉健康G ☎55-2111(代表)

## 認知症サポーター養成講座受講申込書

申込 No	氏 名	住 所
		電話番号
		〒 常陸大宮市
		☎

※本申込書の個人情報については、目的以外には一切使用しません。

## 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金が支給されます

戦後70年にあたり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給します。

○対 象 者

平成27年4月1日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受けている方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご家族1名

<戦没者等の死亡当時の遺族で>

(1) 平成27年4月1日までに、戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

(2) 戦没者等の子

(3) 戦没者と生計関係を有していた①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者等と生計関係を有していなかった方、平成27年4月1日において婚姻により姓が変わっている方、または遺族以外の方と養子縁組をしている方は除きます。

(4) 上記(3)以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

(5) 上記(1)～(4)以外の三親等内の親族  
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限ります。

○支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

○申請期限 平成30年4月2日

◆請求受付時に次のものがが必要です

・印鑑(スタンプ型でないもの)

・戸籍関係請求等のための料金

※戸籍の請求には、本人確認書類(運転免許証等)が必要です。

・同意書(同順位の方が2名以上いる場合)

**申請・問** 本庁 福祉課社会福祉G

☎52-1111 内線132

**山支** 市民福祉課福祉健康G ☎57-2121(代表)

**美支** 市民福祉課福祉健康G ☎58-2111(代表)

**緒支** 市民福祉課福祉健康G ☎56-2111(代表)

**御支** 市民福祉課福祉健康G ☎55-2111(代表)